

第 14 回タバコか健康か世界会議は以下の事柄を確認する:

すべてのタバコ製品は害があり、特に低所得の国々の
経済的負担をもたらす。



世界各国のタバコ規制団体はタバコの流行と闘うためにさらなる努力が必要である。

タバコ産業はあらゆる形態のタバコ製品を市場に出し、さらに新製品を開発し続けている。

タバコ産業は効果的なタバコ規制方法を妨害し、あらゆる手段、とくに娯楽産業を通して、
タバコ製品を促進し続けている。

タバコ規制枠組み条約 (FCTC) はタバコ規制において効果的な手段で、世界の 86% の国々が
受け入れている。

世界会議はここに勧告する:

勧告 1

世界保健機関 (WHO) はタバコ対策を第一優先として維持する。

勧告 2

2012 年までに、資格のある国々の少なくとも 90% は FCTC 締約国になるべきである。

勧告 3

2012 年までに、タバコ製品の不法貿易に関する FCTC 議定書が採択され、批准され、執行されるべきであり、少なくとももう一つ別な議定書が検討されるべきである。

勧告 4

2012 年までに、FCTC の締約国は二つの追加ガイドラインを採択すべきである。

第 12 条: 教育、伝達、訓練、公衆の認知

第 14 条: タバコ依存と禁煙

勧告 5

2012年までに、少なくとも80%の国々は、第8条（タバコ煙暴露からの防護）と第11条（タバコ製品の包装、ラベル）にある最小限の要求事項を守り、また少なくとも50%の国々が第13条（タバコの広告、促進、スポンサー）の最小限の要求事項を守るべきである。

勧告 6

すべてのFCTC締結国は自発的に設定された寄付金を払うべきであり、FCTCに対して予算額の少なくとも10%の過剰金を提供すべきである。

勧告 7

非政府で発達した慈善団体はタバコ対策に対して多大な寄付をするか、または継続して支援すべきである。

勧告 8

政府、学会、市民活動は、タバコ産業の青少年、社会貢献、自主市場調査など、どのような計画に対しても、資金を受け取ったり参加したりしてはならない。

勧告 9

2012年までに、FCTC締約国の大半は、FCTC第14条にあるように禁煙支援を推進するべきである。

勧告 10

2012年までに、80%の国々は小売価格の60%以上にタバコ税をあげるべきである。

勧告 11

2012年までに、国連は人権とタバコ対策についての総会を招集するべきである。